

# ご存知ですか？ ひとり親家庭に関する制度

## ■ 児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで（一部20歳まで）の間にある児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、母または養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。

※児童扶養手当については、平成14年の法律改正により、手当を受けてから5年以上経過した方については、平成20年4月からその一部を支給停止することとされています。

ただし、お子さんが8歳未満の場合や、お母さん自身に障がいがある場合などは、一部支給停止は、適用除外となります。

対象となる方には、事前に通知が届きますので、内容を確認し、①就労中、求職中②障がいを有する③現在就労できない理由がある…等の事由のある方は「一部支給停止適用除外届出書」を必ず提出してください。この届出のない方は、手当の2分の1が支給停止となります。

**8月は「児童扶養手当」の現況届、「母子・父子家庭医療費受給資格」の更新の月です。市からの文書をご確認のうえ、必要書類を整え期限内に必ず提出をお願いします。**

## ■ ひとり親家庭医療費助成制度

下記に該当する方（助成対象者）が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部を助成します。

ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

対象者	説明
母子家庭の母・父子家庭の父	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
母子家庭・父子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父母のいない児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

## ■ 寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦の方（かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方）が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部（助成対象費用の2分の1）を助成します。

ただし、その方の同一世帯員又は、その方を税法上扶養している方のいずれかが、所得税の納税義務を有するときは、助成することができません。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。

詳しくは、下記までおたずねください。

**問い合わせ** 福祉事務所 福祉対策課 家庭福祉班 ☎0978-72-5164  
 国見総合支所 地域市民健康課 市民健康班 ☎0978-82-1112  
 武蔵総合支所 地域市民健康課 市民健康班 ☎0978-68-1112  
 安岐総合支所 地域市民健康課 市民健康班 ☎0978-67-1114

## 会員募集

「国東市母子寡婦福祉会」では、母子寡婦福祉事業の推進・向上と会員相互の親睦を図ることを目的としています。母子家庭で子育て中の方、寡婦の方、悩みや問題を一人で抱えていませんか？ 会員になり、一緒に語り、みんなで手をつなぎましょう！（年会費300円）

下記のような行事を開催したり、行事に参加したりしています。

- ◆建て干し網漁 ◆クリスマス会 ◆九州地区母子寡婦福祉研修大会 ◆母子と寡婦のつどい…etc.

この他にもお住まいの地区の母子寡婦福祉会単独の行事（親子ふれあい旅行等）もあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

**入会の申し込み・お問い合わせ**

国東市母子寡婦福祉会（事務局）

国東市社会福祉協議会内 ☎0978-68-1976